

東北大学附属図書館本館利用規則

制定 昭和62年2月20日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 東北大学附属図書館本館（以下「本館」という。）の利用については、別に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。

(利用者の範囲)

第2条 本館を利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 東北大学（以下「本学」という。）の教職員
- (2) 本学の学生（研究生、聴講生を含む。以下「学生」という。）
- (3) 本学の名誉教授
- (4) 本学の研究員及び研修員
- (5) 国立大学図書館間相互利用実施要項に基づく共通閲覧証を提示した他大学の研究者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、願い出により、館長の許可を受けて本館を利用することができる。

- (1) 本学の元教職員
- (2) 本学の卒業生
- (3) 館長が特に認めた者

(利用手続)

第3条 本館の利用を希望する者は、あらかじめ利用証（共通閲覧証、閲覧許可書等を含む。）の交付を受けるものとする。入館に際しては必ず利用証を携帯し、図書館職員（以下「掛員」という。）の請求に応じてこれを提示しなければならない。

(開館時間)

第4条 本館の開館時間は次のとおりとする。

平日 午前9時から午後8時まで
土曜日 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、夏季、冬季及び学期末休業時には、期間を定めて開館時間を次のとおり変更する。また、館長が必要と認めたときは開館時間を変更することがある。

平日 午前9時から午後5時まで
土曜日 午前9時から午後零時30分まで

(休館日)

第5条 本館の休館日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 本学卒業式当日
- (4) 本学創立記念日（6月22日）
- (5) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）
- (6) 館長が必要と認めた日

第2章 館内利用

(閲覧場所)

第6条 利用者は、図書館資料（以下「図書」という。）を所定の場所で利用するものとする。なお、閲覧場所の利用時間については別に指定する。

(閲覧手続)

第7条 閉架図書の閲覧を希望する者は、所定の手続により掛員に申し込むものとする。

2 閉架図書のうち同時に閲覧できる冊数は10冊を超えることができない。

(館内施設の利用)

第8条 視聴覚室、研究個室等館内施設の利用を希望する者は、所定の手続により館長の許可を得るものとする。

第3章 館外貸出

(館外貸出を受けることのできる者)

第9条 図書の館外貸出(以下「貸出」という。)を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学の名誉教授
- (4) 館長が必要を認めて許可した者

(貸出をしない図書)

第10条 次の各号に掲げる図書は貸出を行わない。

- (1) 貴重図書
- (2) 参考図書
- (3) 未製本の雑誌、新聞
- (4) 視聴覚資料
- (5) 館長が貸出を不相当と認めた図書

2 前項の規定にかかわらず、館長が特に必要を認めて許可した図書については期間を定めて貸出をすることがある。

(貸出の区分、冊数、期間等)

第11条 貸出の区分、冊数、期間等は別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは貸出の冊数、期間を変更することがある。

(貸出の手続)

第12条 図書の貸出を受けようとする者は、所定の手続により掛員に申込みものとする。

(閲覧、貸出の予約)

第13条 貸出、製本中その他の事由により閲覧、貸出を受けられない図書については、閲覧、貸出を予約することができる。

(転貸の禁止)

第14条 貸出を受けた図書を他に転貸してはなら

ない。

(貸出期間の更新)

第15条 貸出期間終了後も引続き貸出を希望する場合は、他に予約者のない限り所定の手続により更新することができる。ただし、その回数は別表第1のとおりとする。

(貸出図書の返却)

第16条 貸出を受けた者は、貸出図書を期間内に必ず返却しなければならない。

2 貸出を受ける資格を失った者は直ちに貸出図書を返却しなければならない。

3 館長は必要と認めた場合は、貸出期間中であっても図書の返却を求めることがある。

(貸出図書の返却を延滞している者への貸出停止)

第17条 貸出図書を期間内に返却しない者は、次のとおり貸出を停止される。

(1) 貸出図書の返却を延滞している者は、貸出冊数が限度内であっても、新たな貸出を受けることができない。

(2) 延滞日数が一定の期間を超えた場合は、別表第2に定めるとおり貸出を停止される。ただし、延滞日数とは、図書1冊ごとの延滞日数を合計したものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、館長が考慮すべき理由があると認めた場合には、貸出停止期間を変更することがある。

(図書の特別長期利用)

第18条 部局、学科、講座、研究部門等(以下「部局等」という。)は、当該部局等における共同利用のため必要な図書を所定の手続により特別長期にわたって利用することができる。教官は、教育、研究上長期に継続して必要とする図書に限り、同様の手続により特別長期にわたって利用することができる。

- 2 第1項の特別長期にわたって利用することのできる図書は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 当該部局等又は教官の校費で購入したもの
 - (2) 当該部局等又は教官の科学研究費で購入したもの
 - (3) 当該部局等が寄贈を受けたもの
 - (4) 館長が適当と認めたもの
- 3 特別長期利用中の図書について他の利用者から利用の希望があった場合においては、これに応じるものとする。
- 4 その他特別長期利用については別に定める。

第4章 入庫検索

(入庫のできる者)

第19条 書庫内において図書を検索できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の教官
- (2) 本学の大学院学生（大学院研究生を含む。）
- (3) 本学の名誉教授
- (4) 第2条第2項の許可を受けた本学の元教官
- (5) 館長が特にその必要を認め許可した者

(入庫手続)

第20条 入庫を希望する者は、所定の手続により掛員に申込むものとする。

(入庫時間)

第21条 入庫検索のできる時間は次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、入庫時間を変更することがある。

- | | |
|-----|-----------------|
| 平日 | 午前9時から午後4時30分まで |
| 土曜日 | 午前9時から正午まで |

第5章 文献複写

(複写依頼)

第22条 教育、研究のため本館所蔵図書の複写を希望する者は、複写を依頼することができる。

(依頼手続)

第23条 複写の依頼手続及び料金については東北大学附属図書館文献複写規程（昭和42年規第28

号）によるものとする。

(受付時間)

第24条 複写申込の受付時間は次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは受付時間を変更することがある。

- | | |
|-----|-----------------|
| 平日 | 午前9時から午後4時30分まで |
| 土曜日 | 午前9時から正午まで |

(利用者が自ら行う複写)

第25条 複写機器または撮影機を持参し、自ら複写又は撮影を希望する者は、所定の手続により館長の許可を得るものとする。

(複写を認めない場合)

第26条 前各条の規定にかかわらず、著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触する複写、撮影その他館長が不適當と認めた図書の複写、撮影の申込には応じないものとする。

第6章 参考調査

(参考調査の依頼)

第27条 教育、研究のため文献等に関する参考調査を依頼する場合は、口頭、電話、文書等の方法によるものとする。

(参考調査の範囲)

第28条 参考調査の範囲は次のとおりとする。

- (1) 文献の書誌・所在情報に関する調査
- (2) 特定の事項に関する調査又は参考文献の紹介
- (3) 本学及び本学以外の図書館並びにこれに類する施設の利用に関する情報の提供

2 前項の規定にかかわらず、特に経費又は時間を要し、業務に支障を及ぼすおそれのある調査及び館長が回答することを不適當と認めたものについては、参考調査の依頼には応じない。

第7章 相互利用

(他部局所在図書の利用)

第29条 本学の教職員、学生その他館長が指定する者は、自己の所属する部局以外の学内他部局

に所在する図書の利用について所定の手続により依頼することができる。

(学外図書館の利用)

第30条 本学の教職員及び学生は学外他機関に所在する図書の閲覧、複写その他の利用について所定の手続により依頼することができる。

第8章 雑 則

(貴重図書の利用)

第31条 貴重図書の利用を希望する者は、所定の手続により、館長の許可を得るものとする。

(影印、翻刻、覆刻による出版)

第32条 本館所蔵図書の影印、翻刻、覆刻による出版を希望する者は、所定の手続により館長の許可を得るものとする。

(弁償)

第33条 閲覧又は貸出中の図書を損傷、紛失した者は速やかに届出なければならない。また、特に宥恕すべき理由がない限り、同一の図書又は

相当額を弁償しなければならない。

(規律)

第34条 利用者は館内において利用上の注意事項を遵守するとともに、掛員の指示に従わなければならない。

(利用停止)

第35条 本館の利用規則に違反した者については、一定の期間本館の利用を停止することができる。

(その他)

第36条 本規則の施行に必要な事項は、館長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 東北大学附属図書館本館利用規則（昭和49年3月6日制定）は廃止する。
- 3 第11条に定める貸出の冊数、期間はこの規則の施行後の貸出図書について適用する。

別表第1 貸出の区分、冊数、期間等

貸出区分 利用者区分	開架図書貸出			閉架図書貸出			特殊文庫貸出			短期貸出		
	冊数	期間 (週)	更新 (回)	冊数	期間 (週)	更新 (回)	冊数	期間 (週)	更新 (回)	冊数	期間 (日)	更新 (回)
教授 助教 講師	2	3	1	100	6	5	20	6	1	1	3	1
名誉教授 助手	2	3	1	50	6	4	5	6	1	1	3	1
大学院学生 大学院研究生	2	3	1	50	6	4	5	6	1	1	3	1
学生(学部) 研究生(大学院) 聴講生(学部) 聴講生(学部) 職員(教官を除く)	5	3	1	5	6	2	2	6	1	1	3	1
館長が必要を認めて許可した者	別に定める			別に定める			別に定める			別に定める		
対象図書	開架図書のうち、第10条に定める図書及び短期貸出の対象図書を除くもの。			閉架図書のうち、第10条に定める図書及び特殊文庫貸出の対象図書を除く。			狩野文庫、大型コレクションその他館長が指定したもの。			指定図書、その他館長が指定したもの。		

別表第2 貸出図書を延滞したときの貸出停止期間

延滞日数	貸出停止期間
11日から30日まで	1週間
31日から60日まで	3週間
61日以上	5週間